

福島県小・中学生オンライン医療教室開催業務 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、福島県小・中学生オンライン医療教室開催業務において、公募型プロポーザル方式により業務委託者を募集する際の手続について、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

福島県小・中学生オンライン医療教室開催業務

(2) 業務内容

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、県内の小学生や中学生が自宅にしながら福島県の地域医療の現状や、様々な医療職種の情報や医療の豆知識などを学習できるコンテンツを掲載するeラーニングサイトを作成し、参加する児童・生徒の医療職種への興味関心を高める。

(3) 履行期限

令和4年3月31日(木)

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、3,800,000円以下(消費税及び地方消費税を含む。)を想定。

3 参加資格

以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和3年4月1日現在で福島県内に事業所を有している民間団体等。
- (2) 過去5年間に同様の業務を行った経験があること。
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当していないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない民間団体等

イ 県税を滞納している民間団体等

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。)

エ 以下に該当する者が役員等の民間団体等

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号の規定によるもの)又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間団体等

カ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)

- キ 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）
- ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく規制の対象となる民間団体等

4 業務契約

委託契約書（案）のとおり。

5 業務仕様

福島県小・中学生オンライン医療教室開催業務委託仕様書（案）のとおり。

6 提出書類について

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル方式提出書類送付書（様式 1）
- イ 企画提案書
- ウ 団体に関する調書（様式 2）
- エ 業務実施体制（様式 3）
- オ 見積書（様式 4）
- カ 法人登記簿謄本又はその写し（ただし、発行日から 3 か月以内のもの。）
- キ 定款又は寄附行為の写し
- ク 直近 1 事業年度の貸借対照表及び損益計算書の写し（ただし、法人格を有しない場合は、事業内容がわかる事業計画、事業報告等を提出すること。）
- ケ 滞納処分を受けたことのない証明書（納税証明書）
- コ 過去に作成したポータルサイトがわかる書類（URL でも可）

(2) 提出期限

令和 3 年 7 月 21 日（水）午後 5 時

(3) 提出方法

所定の応募書類を提出先まで持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合には、書留郵便で提出することとし、提出期限の日までに到着したものを有効とする。

(4) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県保健福祉部医療人材対策室
電話：024-521-7881 FAX：024-521-2191
E-mail：rmsc@pref.fukushima.lg.jp

7 企画提案書について

(1) 部数

正本 1 部、副本 5 部とする（正本には代表者の記名捺印をすること）

(2) 提案様式

様式は自由とし、A4 片面 15 枚以内で作成すること。

8 質疑

(1) 質問書の提出期限等

質疑事項がある場合は、質問書（様式5）を用い、令和3年7月13日（火）午後5時までに、上記6（4）に持参、郵送又は電子メールで提出すること。

なお、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものを有効とする。

また、電子メールによる場合は、必ず電話で受信確認すること。

(2) 質問書に対する回答期限等

令和3年7月15日（木）から令和3年7月21日（水）までの間、福島県保健福祉部医療人材対策室ホームページにて回答書を掲載するとともに、上記6（4）においても配布する。

9 審査等

(1) 公募により提出された企画提案書に基づき、県において審査を行う。

(2) 審査項目は次のとおりとする。

ア eラーニングサイトの内容に関する事項

- ・本事業の目的を踏まえた企画内容
- ・構成、デザイン、分かりやすさ（イラストデザインの使用など）
- ・学習コンテンツ（動画・テキスト等）の構成
- ・提案独自コンテンツの内容
- ・安定して提供できる運営管理

イ 事業周知（広報）に関する事項

- ・県内の小学生及び中学生への事業案内・周知方法の内容

ウ 経費に係る事項

- ・オンライン医療教室開催事業に係る経費

エ 団体に係る事項

- ・過去に実施したeラーニング事業
- ・直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(3) 上記（1）、（2）の審査により決定した最も優れた企画提案者を委託候補者に選定する。

なお、審査結果については、応募のあった全ての団体に通知する。

また、審査の内容は公表しないこととする。

(4) 委託候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めるが、下記10の無効条項等に該当する場合（企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結を行わない。

なお、この場合は、次点の者を委託候補者とする。

(5) 委託候補者に見積書の提出を求めた結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を委託候補者とする。

(6) 委託契約の締結は令和3年8月2日を見込んでいます。

10 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、企画提案書は無効とする。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (3) 企画提案書が作成様式及び記載上の注意事項に適合しない場合。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合（本要領に示した質問は除く。）。
- (7) 見積額が3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超えた場合。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書に関して、著作権などの問題が生じた場合、県は責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的として、複製を作成し、使用できるものとする。
- (5) この要領に定めがない事項については、県と受託者で協議して決めるものとする。

※当該事業は、東日本大震災子ども支援基金充当事業です。